

関係都道府県私立学校主管部課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

令和元年台風第19号による被害状況等について（依頼）

令和元年台風第19号に係る災害については、現在、激甚災害の指定を視野に入れた検討が行われているところです。

激甚災害に指定された場合、法令等により学校法人が行う災害復旧事業についても予算の範囲内において原則として事業費の1/2（本激^{*1}）又は2/5（局激^{*2}）を補助できることとなっています。【別紙1参照】

その際には、激甚災害によって被災していた事実を証明する被災直後の写真や関係資料が復旧箇所毎に必要なになりますので、下記1. のとおり、予めこれらの資料等を保存するよう所轄の私立学校に周知いただきますようお願いします。

また、下記2. から下記4. のとおり、私立学校における被害状況・被害額を調査するため、所轄の私立学校に本調査を依頼いただきますとともに、回答を取りまとめの上、電子メールで下記のとおり御提出くださいますようお願いいたします。

なお、令和元年台風第19号による所轄の私立学校施設の被災のない都道府県においては、報告及び別紙様式の報告・提出は不要です。

※1：学校法人以外の者が行う私立学校の災害復旧事業についても補助が可能

※2：「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第3条及び第4条に定める「公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助」の対象地域において学校法人が行う災害復旧事業に対して補助

記

1. 激甚災害によって被災していた事実を証明する被災直後の写真について

激甚災害によって被災していた事実を証明する被災直後の写真や関係資料が復旧箇所毎に必要なになりますので、予めこれらの資料等を保存して下さるようお願いいたします。なお、被災写真については、被災範囲、数量、規格等が確認できるよう、メジャーを添える等できるだけ明瞭に撮影いただきますようお願いいたします。また、被害状況を動画により撮影することも、被災原因、被災事実確認のための有効な手段であるため、可能な限り被災状況全体の把握に努めるようにしてください。

【別紙2参照】

2. 別紙様式の提出先と提出方法

以下のとおり電子メールにて提出してください。

提出先：josei2@mext.go.jp

件名：【〇〇】令和元年台風第19号による被害状況（◆回目）

添付ファイル名：【〇〇】令和元年台風第19号による被害状況（◆回目）

※「〇〇」には都道府県名を記入してください。

3. 提出期限

文部科学省における災害復旧に向けた取組のため、被害状況及び必要予算額等の把握が必要となります。このため、提出期限を2回に分けて設定させていただきます。

原則、2回目の提出期限までには御提出いただきたく存じますが、1回目の提出期限までに提出が可能な学校法人におかれましては、金額が空欄等でも構いませんので提出の程、御理解、御協力をお願いします。

○提出期限（1回目）：令和元年10月18日（金）10時

※提出期限までに、被害額に関して見積等を徴収できない場合、過去の事例や、口頭による業者への確認等による記入又は空欄での提出でも結構です。

○提出期限（2回目）：令和元年10月31日（木）10時

4. その他

- ・調査票は電子メールに添付のファイルの記入要領に従い記入してください。
- ・災害復旧事業の国庫補助申請においては3者以上の業者見積に基づき金額を算出することが原則となりますので、本調査に当たり、予め3者以上から業者見積を徴収することにより、今後の災害復旧事業の申請業務が円滑に進められると考えられます。

本件問合せ先及び提出先

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

専門官 三好、助成第二係 青山、大西、坂田

TEL：03-5253-4111（内2746）

FAX：03-6734-3396

E-mail：josei2@mext.go.jp

私立学校施設災害復旧事業の概要

1. 補助対象

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

・激甚災害（本激）：法律補助

地震、台風、集中豪雨などの大規模災害が発生し、当該災害が激甚災害（本激）に指定された場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第17条第1項に基づき、被災した私立学校（私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園）における校舎等施設の復旧に要する工事費等に対して、国が補助。

【激甚法第1条、第2条、第3条第6の2号、同条第6の11号、第17条】

・激甚災害（局激）：予算補助

地震、台風、集中豪雨などの大規模災害が発生し、当該災害が激甚災害（局激）に指定された場合には、当該区域にある私立学校における校舎等施設の復旧に要する工事費等に対して、国が補助。

2. 補助率

事業名	財政措置	
	本激	局激
私立学校施設災害復旧事業 （私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短大、高等専門学校）	1/2	2/5 （予算補助による施設整備に対する補助）

※私立の幼保連携型認定こども園及び特定私立幼稚園について、激甚災害（本激）に指定された場合には、被害状況に応じて7/12の国庫補助（1/2の予算補助及び激甚災害法4条第5項に基づく1/12の補助）、激甚災害（局激）に指定された場合には2/5の国庫補助が行なわれる。【激甚法第4条第5項】

※学校種毎に災害復旧に要する工事費の下限額等の要件がある。

3. 災害復旧事業の対象となる施設

①建物

当該学校の使用に供されている建物（建物に附属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の附帯設備を含む。教員住宅は除く。）

②工作物

土地に固着している建物以外の工作物

（例：野球場バックネット、鉄棒、遊具、プール、自転車置場、温室等）

③土地

学校敷地、屋外運動場、実習地等の校地及び校地造成施設

（例：テニスコート、花壇（樹木を除く）、排水溝、法面等）

④設備

机、椅子、教材、教具、机、椅子等の物品（備品台帳に登載されているものに限る）

（例：机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具（テレビ、ビデオ、プロジェクター、スクリーン、スピーカー等）、コンピューター、サーバー、その他電子機器、学内LAN装置、電位顕微鏡、各種質量分析装置、各種解析システム、工作機器、給食調理機械器具及び食器等並びに授業に用いる諸機械、車両及び用具（農業、農学及び畜産学等に関する学科に属する場合の動物を含む。）等

【激甚法第17条】【調査要領第3】

被害写真の撮り方

良い例

〈降雨による被害〉

- ① こう水のと看、このような写真は被災時の状況を把握するのに大変参考になる。しかし、撮影者の人身の危険もあるので十分な注意を要する。



浸水状況



被災後状況

② 浸水の状況を写しておく。これらの写真は学校の職員が刻々の状況の変化に応じ適切な機会に写す必要がある。



浸水状況（玄関）



被災後状況

③ 浸水深さの数値が分かるように写す。



校舎外浸水位置（1,740 mm）



校舎外浸水位置（接写）（1,740 mm）



体育館内浸水状況 (850 mm)



体育館内浸水状況 (接写) (850 mm)

④泥堆積厚さの数値が分かるように写す。



屋外運動場泥堆積 (200 mm)



屋外運動場泥堆積 (接写) (200 mm)

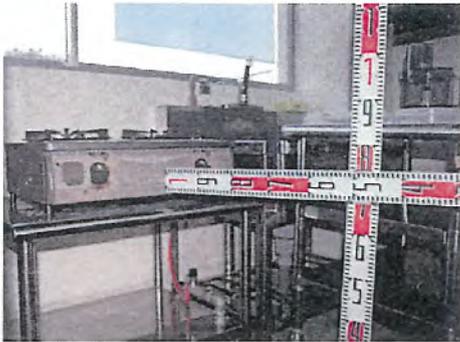
⑤ 浸水の深さ、被害品目を分かりやすく写す。(設備)



厨房の浸水 (冷蔵庫 (厨房))



冷蔵庫 (厨房用)



ガスレンジ/厨房浸水 (770 m/m)

〈土地被害〉

- 事業計画書の積算数量と一致させる必要があります。
- 勾配等の数量はポール等を使用し、被害状況を的確に説明できるよう考慮する必要があります。
- 草が茂っていて被災範囲が不明にならないよう、写真撮影前に検討を行い、必要に応じて草刈を行うことも必要となります。
- 数枚の写真を重ね合わせ証明することができます。

被害全景



- 被災範囲の土の体積がわかるように全景と横断をスケールと共に撮影する。

全景写真



起点



終点



横断 NO.0



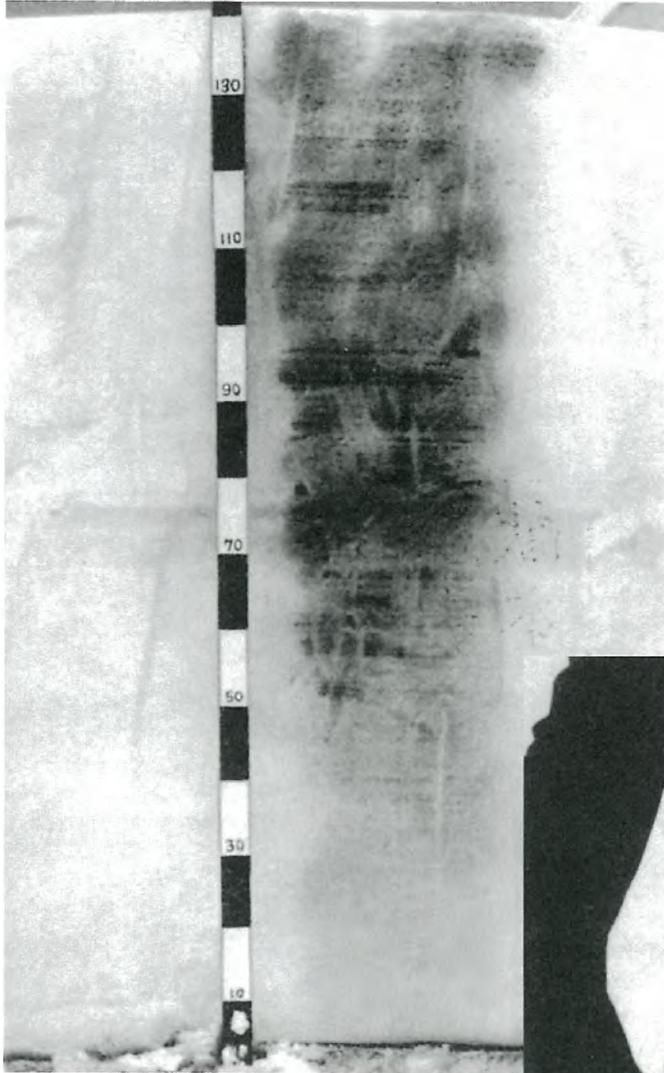
横断+3.0



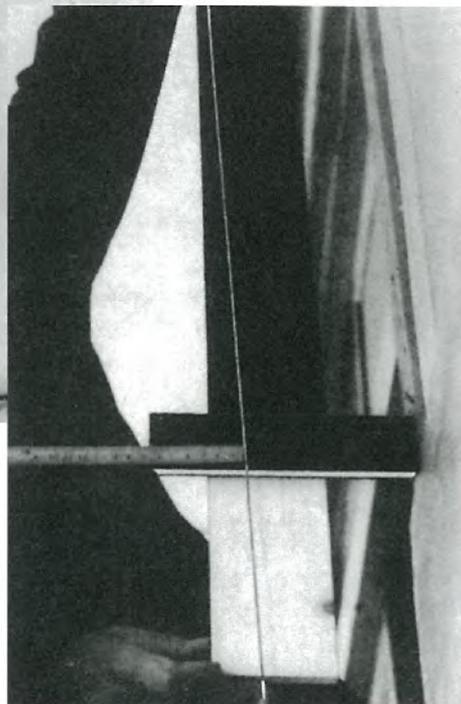
横断+7.0



〈雪による被害〉

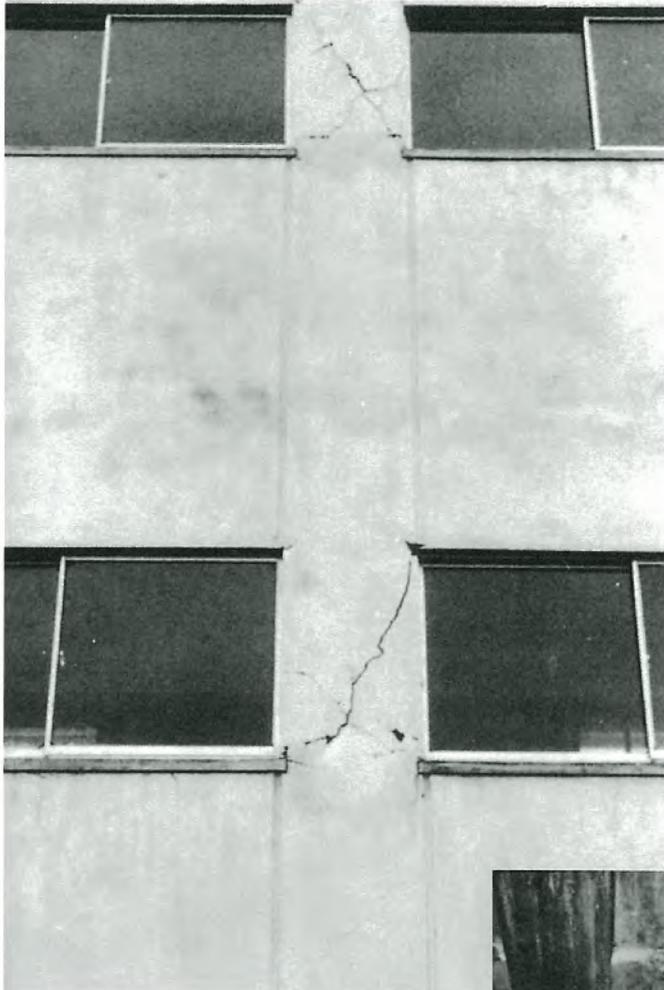


- ①雪害の場合は、個々の被害写真のほかに、屋上の積雪量を写真で立証する。できる限り積雪の層も分かるように考慮する必要がある。



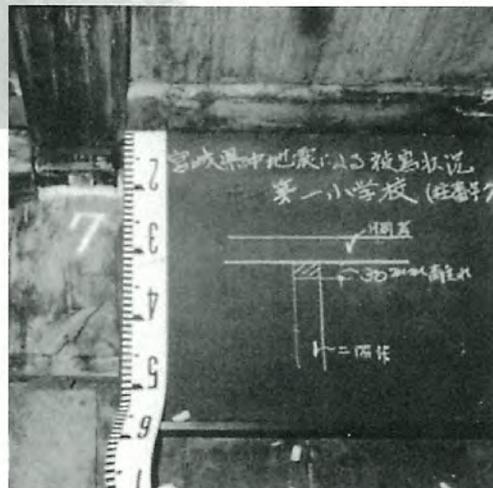
- ②建物が傾斜し、引き起こしまたは補強等を必要とする場合には、下げ振り等を用いて傾斜の状態を明らかにする。

〈地震による被害〉



①地震により鉄筋コンクリート造建物の柱にせん断亀裂（斜めに入った亀裂）を生じた例である。このような亀裂は微少なものであっても構造耐力上の検討を必要とする場合があるので見落しがないように注意する。

②地震または強風等により建物に歪みを生じたときは、床板等を剥ぎ、仕口のずれ等を調べ巻尺を用いて歪みの状態を表わす。



令和元年台風第19号 私立学校施設被災状況調査票

1. 都道府県番号	3. 回答年月日
2. 都道府県名	

4. 部署・ 役職名	5. 担当者名
6. T E L	7. E-mail

被災状況調査

8 整理 番号	9 学校 区分 コード	10 学校名	11 所在地(市 町村名)	12 区分 コード	13 名 称	14 延床面積 (合計・㎡)	15 建物の 被災状況	16 建物の 被災額 (千円)	17 被災状況 (建物及び工作物・土地・設備)	18 建物以外の 被災額 (千円)	19 学校ごとの合計額 (建物及び建物以外) (千円)	20 その他(施設 や設備等以 外に要した経 費の項目)	21 その他の額 (千円)	22 幼稚園でかつ 施設型給付の 場合は〇を記 入	23 避難場所・避難 所としての指定 の有無
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															

23 備考

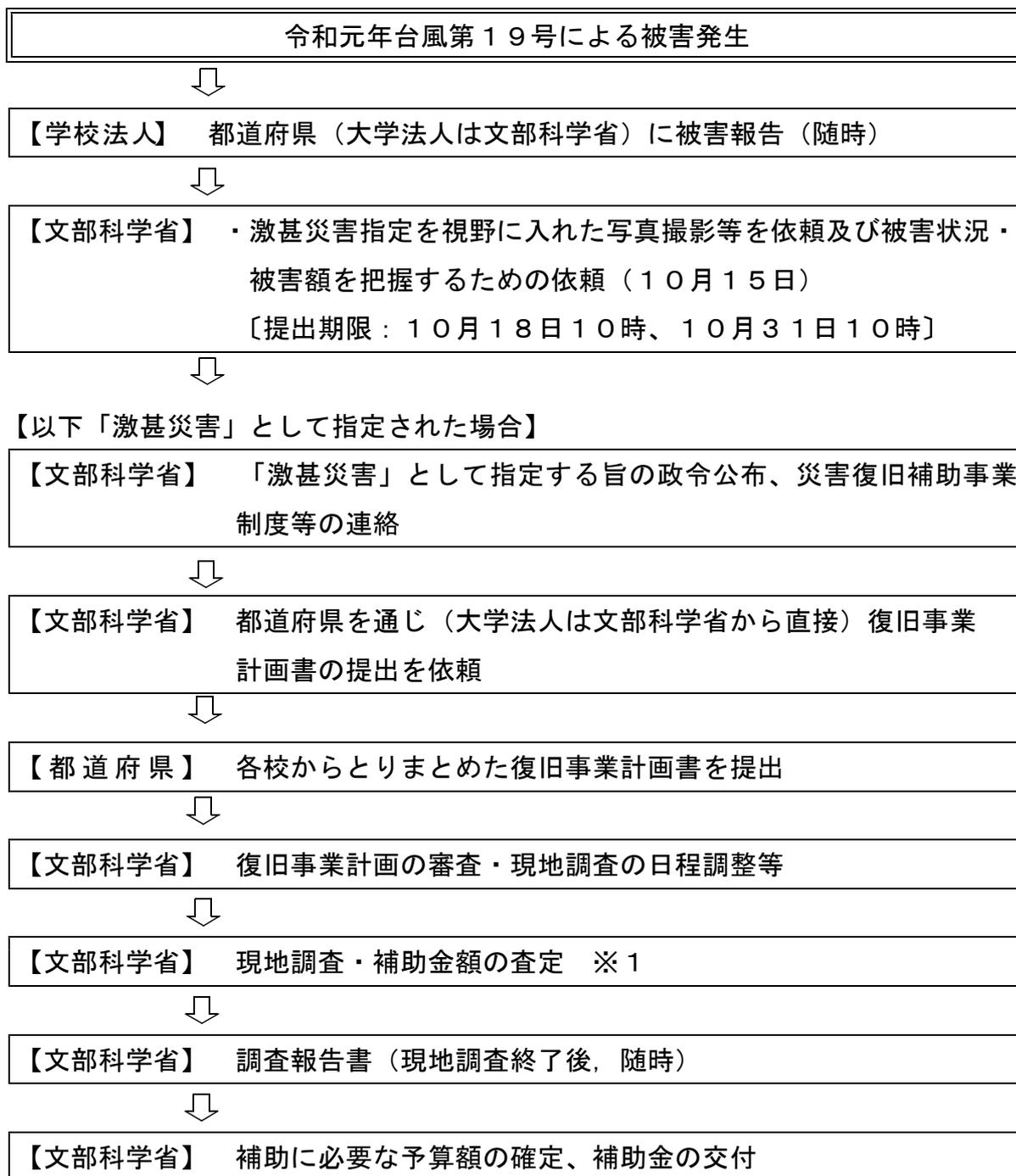
令和元年台風第19号 私立学校施設被災状況調査票

1. 都道府県番号	XX	3. 回答年月日	R元. 9. 27	4. 部署・役職名	〇〇部 〇〇	5. 担当者名	〇〇 〇〇
2. 都道府県名	〇〇県	11. 所在地(市区町村名)	〇〇市	6. TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内〇〇〇)	7. E-Mail	〇〇〇@〇〇.ac.jp

8 整理番号	9 学校区分コード	10 学校名	11 所在地(市区町村名)	12 区分コード	13 名称	14 延床面積(合計・㎡)	15 建物の被災状況	16 建物の被災額(千円)	17 被災状況(建物及び工作物・土地・設備)	18 建物以外の被災額(千円)	19 学校ごとの会計額(建物及び建物以外)(千円)	20 ていついぬ施設設備等以外に要した経費の項目	21 その他の額(千円)	22 幼稚園かつ施設型給付の場合は○を記入	23 遊戯場所・遊戯所としての指定の有無
1	△△学園	〇〇高等学校	●●市	1	記念館	500	全壊・半壊	150,000	流失						
2	△△学園	〇〇高等学校	●●市	1	1号館	5,230	大破以下	70,000	2階までの浸水、土砂流入により柱・梁の傾き、一部欠損						
3	△△学園	〇〇高等学校	●●市	1	2号館	3,500	大破以下	20,000	1階床上1m程度浸水、土砂流入						
4	△△学園	〇〇高等学校	●●市	1	〇〇館	2,800	大破以下	1,500	雨漏りによる内装仕上げ損傷		334,000				
5	△△学園	〇〇高等学校	●●市	2	工作物				崖が崩壊	50,000					
6	△△学園	〇〇高等学校	●●市	3	土地				グラウンドの土砂が流入	30,000					
7	△△学園	〇〇高等学校	●●市	4	設備				パソコン〇台、書棚〇台が被災	12,500					
8	△△学園	〇〇高等学校	●●市	5	その他								500		
9	△△学園	◆◆高等学校	●●市	1	体育館	1,000	大破以下	20,000	1階床上20cm程度浸水、土砂流入						有
10	△△学園	◆◆高等学校	●●市	2	工作物				プールが破損	45,000					
11	△△学園	◆◆高等学校	●●市	3	土地				グラウンドの土砂が流入	25,000	96,000				
12	△△学園	◆◆高等学校	●●市	4	設備				パソコン〇台、書棚〇台が被災	6,000					
13	◆◆学園	△△高等学校	●●市	1	2号館	3,500	大破以下	3,000	建具破損						
14	◆◆学園	△△高等学校	●●市	2	工作物				崖が崩壊	50,000	95,500				
15	◆◆学園	△△高等学校	●●市	3	土地				グラウンドの土砂が流入	30,000					
16	◆◆学園	△△高等学校	●●市	4	設備				パソコン〇台、書棚〇台が被災	12,500					
17	◆◆学園	〇〇小学校	●●市	1	2号館	3,500	大破以下	200	1室雨漏りによる内装仕上げ破損		200				
17	◆◆学園	〇〇小学校	●●市	2	工作物				崖が崩壊					○	
19	◆◆学園	〇〇幼稚園	●●市	3	土地				グラウンドの土砂が流入						
20	◆◆学園	〇〇幼稚園	●●市	4	設備				パソコン〇台、書棚〇台が被災						
21															
22															
23															
24															
25															
26															

23 備考

私立学校施設「災害復旧補助事業」に関する事務の流れ



復旧工事の事前着手可
※2

※1 復旧事業計画書をもとに、被災した学校に対し文部科学省担当者が地方財務局担当者の立会のもとで現地調査を行い、補助金額の査定を行う。

※2 被災直後の被害状況が確認できる写真や関係資料等の保存が必要。